

# 令和8年度子育て人材確保強化推進事業業務委託仕様書

## 1 目的

茨城県における子育て支援員研修事業の実施に当たり、民間企業等のノウハウを活用し、多数の受講者が見込まれる研修実施業務をより効率的、効果的に実施するため、業務委託を行う。

## 2 委託業務名

令和8年度子育て人材確保強化推進事業

## 3 委託期間

令和 年 月 日（契約締結日）から令和9年3月31日まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 子育て支援員研修の実施

ア 研修実施に関する新聞等を活用した広報、研修受講申込み手続の周知等  
できるだけ速やかに年間スケジュールを定め、周知期間を十分に確保すること。

イ 研修受講申込の受付、受講者の決定

開催要項及び開催案内の作成に当たっては事前に茨城県と協議すること。

受講者の個人情報及び受講科目の修了状況について、いばらき保育サポートセンター、県内市町村、他都道府県及びこども家庭庁が情報共有することの承諾を受講者から得たうえで、申込を受け付けること。

受講対象者は、原則、県内に在住・在勤・在学しており、研修受講後に子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者とする。受講者決定に当たり、定員超過その他の理由による選考等の対応については、茨城県と協議すること。

ウ 受講決定者に対する受講案内

エ 研修の実施

基本研修及び専門研修を下記の表のとおり実施する。会場等の研修の詳細については、茨城県と協議のうえ決定すること。

研修の内容及びテキストの作成に当たっては、令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局成育環境課事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」を参考とすること。

なお、研修の受講料は無料とし、教材等に係る実費相当部分は受講者負担とすること。

コース・科目	募集人数(人)	実施方法
基本研修	540	eラーニング
専門研修		
地域保育コース		
地域保育共通	500	eラーニング+集合研修(※1)
地域型保育	370	eラーニング(※2)
一時預かり	50	eラーニング(※2)
誰でも通園	80	eラーニング(※2)
地域子育て支援コース		
利用者支援(基本型)	40	eラーニング+見学実習
計	1,580	—

(※1) 地域保育コース 共通科目「心肺蘇生法」及び「グループ討議」については集合研修を実施し、会場は県央地域及び県南地域(各250名程度)とすること。なお、「グループ討議」につ

いては、双方向型のオンライン研修（ZOOM）により実施することも可能とする。  
（※2）見学実習に代わる「講義・演習」をeラーニングで実施する。

## （2）修了証書等の発行

### ア 研修受講者の受講状況の管理

研修修了の際には、レポート等の提出を求めるなど受講者の習熟度を見極めるよう留意すること。

### イ 基本研修修了証明書、修了証書、一部科目修了証書の作成及び受講者への交付

修了証書等の発行予定時期について、あらかじめ受講者に周知すること。また、修了証書等の送付については、簡易書留等により郵送し、到達したことを確認できる方法により行うこと。

なお、修了証書等の紛失、記載事項の変更などにより、修了者（過年度を含む）から修了証明書等の再交付の申請があった場合は、その再交付手続も含むものとする。

### ウ 修了見込証明書等の交付

研修修了から修了証書等の発行までに1か月以上かかる場合は、受講者に対し、あらかじめ修了見込証明書等の交付手続きについて周知すること。また、受講者から修了見込証明書等の交付を求められた際には速やかに発行すること。

### エ 受講者名簿、修了者名簿（一部科目修了者を含む。）の作成

## （3）研修修了者へのフォローアップ

研修修了者へのフォローアップ（就職先、従事内容の確認等）を行うこと。

## 5 その他

（1）委託事業の成果は、茨城県に帰属する。

（2）企画・運営の詳細については、茨城県と協議の上、決定すること。

（3）本事業によって知り得た個人情報については、関係法令等の規定に従い、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう必要な措置を講じること。

なお、契約終了後も同様とすること。

（4）本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項についてはその都度、茨城県と協議してこれを定めるものとする。